

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）

第二条第一項第二号

二 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給にあつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）に規定する期末手当、勤勉手当若しくは期末特別手当の支給割合を超える支給割合を用い、又は期末手当、勤勉手当若しくは期末特別手当の基礎額について同法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つている道府県について、同法に規定する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給割合並びに当該道府県の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の基礎額から当該加算措置に係る額を控除して得た基礎額により計算して得た額の総額を超えて支給された期末手当、勤勉手当及び期末特別手当（実質的にこれらに相当する給付を含む。）の額（以下「超過支給額」という。）で前年度までの特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額を基礎として算定した額

第四条第一項第三号

イ 当該年度の六月分及び十二月分に係る超過支給額並びに当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額の合算額を基礎として算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において同じ。）

附 則

26 平成二十一年度に限り、第四条第一項の規定の適用については、同項第三号イの額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる事由により平成二十一年度において過大に支給される給与の額として総務大臣が調査した額から当該年度の特例的な給与の減額による削減額として総務大臣が認める額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

一 一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当（以下「期末勤勉手当」という。）の支給割合並びに当該道府県の人事委員会の勧告に係る期末勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用いること。

二 期末勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つていること。

三 当該年度の給料又は手当（期末勤勉手当を除く。）について、適切な減額改定又は減額改定に伴う所要の措置を講じないこと（これらの措置に準ずる措置その他のこれらと同等以上の効果が生じると認められる措置を別に講じている場合を除く。）。

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）

第四条第一項第三号

- 二 寒冷地手当の支給に当たつて、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）及び寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）に規定する寒冷地手当の支給割合を超える支給割合を用いている道府県について、同法及び同令に規定する寒冷地手当の支給割合を超えて支給された寒冷地手当の額

附 則

- 27 平成二十一年度に限り、第四条第一項第三号二の額は、同号二によつて算定した額に〇・五を乗じて得た額（当該得た額が平成二十年度における当該道府県に交付された特別交付税の額に〇・二を乗じて得た額以上である場合には、当該〇・二を乗じて得た額）とする。

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）

第四条第一項第三号

ホ 当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する地域手当の支給総額（以下「支給総額」という。）が、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十三条において読み替えて適用される一般職給与法第十一条の三第二項に定める割合（当該割合が人事院規則九一四九（地域手当）附則別表第二に定められていない地域にあつては、「地域手当支給基準を満たす地域の一覧について」（平成十七年九月二十六日付け総務省給与能率推進室第七号通知）における地域手当の指定基準により算定した割合（以下「指定基準により算定した割合」という。))を当該道府県の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した支給総額（以下「みなし支給総額」という。）を上回る道府県（平成二十二年度の支給見込総額が、一般職給与法第十一条の三第二項に定める割合（当該割合が人事院規則九一四九（地域手当）附則別表第二に定められていない地域にあつては、指定基準により算定した割合）を当該道府県の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した平成二十二年度の支給見込総額（以下「平成二十二年度みなし支給総額」という。）以下となることを条例により定めている道府県その他これに準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）について、次に掲げる額のうちいずれか少ない額。

附 則

28 平成二十一年度に限り、第四条第一項第三号ホの額は、同号ホによつて算定した額に〇・七を乗じて得た額（当該得た額が平成二十年度における当該道府県に交付された特別交付税の額に〇・二を乗じて得た額以上である場合には、当該〇・二を乗じて得た額）とする。